

# 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

## 改正案

別表第1～第5  
(略)

別表第6（第15条関係） 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額  $= \sum_{n=1}^{\sim} \frac{\text{定額法正味固定資産価額}(n)}{\text{経済的耐用年数}}$  (定額法正味固定資産価額 (n))  $\div$  経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n)  $\div$  期末定額法正味固定資産価額 (n))  $\div$  2

期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - (投資額 - **最低残存価額**)  $\div$  法定耐用年数}  $\times$  (n - 1)、**最低残存価額**

期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - (投資額 - **最低残存価額**)  $\div$  法定耐用年数}  $\times$  n、**最低残存価額**

定率法正味固定資産価額  $= \sum_{n=1}^{\sim} \frac{\text{定率法正味固定資産価額}(n)}{\text{経済的耐用年数}}$  (定率法正味固定資産価額 (n))  $\div$  経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n)  $\div$  期末定率法正味固定資産価額 (n))  $\div$  2

期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額  $\times$  (1 - 償却率)<sup>(n-1)</sup>、投資額  $\times$  最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額  $\times$  (1 - 償却率)<sup>n</sup>、投資額  $\times$  最低残存率}

償却率 = 1 - (残存率)<sup>(1  $\div$  法定耐用年数)</sup>

残存率 = 0.1 とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

## 現行

別表第1～第5  
(略)

別表第6（第15条関係） 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額  $= \sum_{n=1}^{\sim} \frac{\text{定額法正味固定資産価額}(n)}{\text{経済的耐用年数}}$  (定額法正味固定資産価額 (n))  $\div$  経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n)  $\div$  期末定額法正味固定資産価額 (n))  $\div$  2

期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - (投資額 - **残存価額**)  $\div$  法定耐用年数}  $\times$  (n - 1)、**投資額  $\times$  最低残存率**

期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - (投資額 - **残存価額**)  $\div$  法定耐用年数}  $\times$  n、**投資額  $\times$  最低残存率**

定率法正味固定資産価額  $= \sum_{n=1}^{\sim} \frac{\text{定率法正味固定資産価額}(n)}{\text{経済的耐用年数}}$  (定率法正味固定資産価額 (n))  $\div$  経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n)  $\div$  期末定率法正味固定資産価額 (n))  $\div$  2

期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額  $\times$  (1 - 償却率)<sup>(n-1)</sup>、投資額  $\times$  最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額  $\times$  (1 - 償却率)<sup>n</sup>、投資額  $\times$  最低残存率}

償却率 = 1 - (残存率)<sup>(1  $\div$  法定耐用年数)</sup>

残存率 = 0.1 とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が<b>1万2千</b>回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が<b>1万2千</b>回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定</p> <p>(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が<b>1万2千</b>回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間の光ケーブルの総心k m、加入者交換機～中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。</p> <p>3・4 (略)</p>
局設置遠隔収容装置	(略)

設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数（以下「局別収容回線数」という。）が<b>1万</b>回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が<b>1万</b>回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定</p> <p>(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が<b>1万</b>回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域のすべての局設置遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間の光ケーブルの総心k m、加入者交換機～中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。</p> <p>3・4 (略)</p>
局設置遠隔収容装置	(略)

き線点遠隔収容装置	
	<p>1 回線数の算定            国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。            なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区）            就業者自県案分率（県、調査区）＝就業者数（県、調査区）÷総就業者数（調査区）</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数＝<u>届ごと</u>住宅用加入電話契約回線数            ÷調査区ごと世帯数の<u>届ごと</u>合計            ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数＝<u>届ごと</u>事務用加入電話契約回線数            ÷調査区ごとの就業人数の<u>届ごと</u>合計            ×調査区ごとの就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数            ＝単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数            ÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計            ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数            ＝単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごとの就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数            ＝単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごとの就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(6) 第一種公衆電話回線数＝単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数            ÷単位料金区域別調査区数×世帯自県案分率</p> <p>(7) 第一種デジタル公衆電話回線数            ＝単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数            ÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率</p> <p>(8) 第二種公衆電話回線数＝単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごと就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(9) 第二種デジタル公衆電話回線数            ＝単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごと就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(10) 低速専用線二線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数            ×（県別低速専用線二線式実績回線数            ÷（県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数））            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごと就業人数×就業者自県案分率</p>

き線点遠隔収容装置	
	<p>1 回線数の算定            国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。            なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区）            就業者自県案分率（県、調査区）＝就業者数（県、調査区）÷総就業者数（調査区）</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数＝<u>単位料金区域別</u>住宅用加入電話契約回線数            ÷調査区ごと世帯数の<u>単位料金区域別</u>合計            ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数＝<u>単位料金区域別</u>事務用加入電話契約回線数            ÷調査区ごとの就業人数の<u>単位料金区域別</u>合計            ×調査区ごとの就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数            ＝単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数            ÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計            ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数            ＝単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごとの就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数            ＝単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごとの就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(6) 第一種公衆電話回線数＝単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数            ÷単位料金区域別調査区数×世帯自県案分率</p> <p>(7) 第一種デジタル公衆電話回線数            ＝単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数            ÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率</p> <p>(8) 第二種公衆電話回線数＝単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごと就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(9) 第二種デジタル公衆電話回線数            ＝単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごと就業人数×就業者自県案分率</p> <p>(10) 低速専用線二線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数            ×（県別低速専用線二線式実績回線数            ÷（県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数））            ÷調査区ごと就業人数の単位料金区域別合計            ×調査区ごと就業人数×就業者自県案分率</p>

(略)	<p>(11) 低速専用線四線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数  × (県別低速専用線四線式実績回線数  ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数))</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  ×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p> <p>(12) 高速メタル専用線回線数＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  × (県別高速メタル専用線実績回線数  ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数))</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  ×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p> <p>(13) 高速光専用線回線数  ＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  × (県別高速光専用線実績回線数  ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数))</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  ×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p>
(略)	<p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>1 設備量の算定  区間設備として衛星通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数にチャネル切上単位(52M)を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。</p> <p>(2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。</p> <p>(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>2 投資額の算定  局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、すべての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額＝トランスポンダ数×トランスポンダ単価  ＋TDMA装置架数×TDMA装置架単価  ＋衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価  ＋衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価  ＋衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p>

別表第7(第15条関係)  
(略)

別表第8(第15条関係)  
第1 費用算定方式

(略)	<p>(11) 低速専用線四線式回線数＝単位料金区域別低速専用線実績回線数  × (県別低速専用線四線式実績回線数  ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数))</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  ×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p> <p>(12) 高速メタル専用線回線数＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  × (県別高速メタル専用線実績回線数  ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数))</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  ×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p> <p>(13) 高速光専用線回線数  ＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  × (県別高速光専用線実績回線数  ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数))</p> <p>÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  ×調査区ごと就業者数×就業者自具案分率</p>
(略)	<p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>1 設備量の算定  区間設備として衛星通信が指定されている遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局から中継交換機設置局間ごとに、衛星通信設備設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数にチャネル切上単位(52M)を乗じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除して(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。</p> <p>(2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。</p> <p>(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>2 投資額の算定  局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式により、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、すべての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額＝トランスポンダ数×トランスポンダ単価  ＋TDMA装置架数×TDMA装置架単価  ＋衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価  ＋衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価  ＋衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p>

別表第7(第15条関係)  
(略)

別表第8(第15条関係)  
第1 費用算定方式

